

# 交通工学研究会認定TOP及び交通工学研究会認定TOE登録規則

## (目的)

第1条 「道路交通技術資格認定制度施行規程」(以下「規程」という。)第3章に基づき、交通工学研究会認定TOP及び交通工学研究会認定TOE(以下「TOP・TOE」という。)の登録について、必要な事項を定める。

## (登録)

第2条 TOP・TOEとなる資格を有する者が「TOP・TOE」となるには、規程第8条第1項に定めるところにより、登録を申請して、社団法人交通工学研究会(以下「研究会」という。)に備える「TOP・TOE登録簿」(以下「登録簿」という。)に記載しなければならない。

## (初度登録の要件)

第3条 TOP・TOEの試験に合格した者でTOP・TOEの初度登録を受けようとする者の審査を行うときの規程第9条第1項に定める基準は次のとおりとする。

- (1) TOP・TOE資格試験に合格以降最初の4月1日から4年以内の者であること。
  - (2) 登録前2年の間に、TOP・TOEとしてふさわしくない以下の不正等の行為を行ったことがない者であること。
    - ① 虚偽又は不正の事実に基づいてTOP・TOE資格試験を受験し、あるいは登録を受けた行為。
    - ② TOP・TOEの信用を傷つける行為、又はTOP・TOEとして不名誉な行為。
  - (3) 以下に掲げる事項に該当しない者であること。
    - ① 第13条第1項(1)の規定によりTOP・TOEの登録が抹消され、その抹消の日から2年を経過していない者。
2. TOP資格を有するものがTOE資格試験に合格してTOE資格を登録した場合には、TOP資格は自動的にTOE資格に移行したものとみなされる。すなわち同時に2つの資格を登録することはできない。

## (登録の申請)

第4条 登録を受けようとする者は、研究会会長(以下「会長」という。)に、次に掲げる事項を記載したTOP・TOE新規登録申請書(別記様式第1号)を第4項のTOP・TOE資格試験事務局に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び生年月日
  - (2) 現住所並びに本籍地
  - (3) TOP・TOE資格試験の合格年月日及び合格番号
  - (4) 所属組織(記入は任意)
2. 前項において所属組織を記入した場合には、所属する組織等の代表者又は責任ある立場の者の証明を受けた登録申請書でなければならない。
3. 第1項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 住民票の抄本または外国人登録証明書
  - (2) 登録証用写真
  - (3) 登録手数料振替払込受付証明書
4. TOP・TOE資格試験事務局は下記に置くものとする。
- 社団法人 交通工学研究会 資格制度事務局  
東京都千代田区神田錦町3-23

(登録についての審査)

第5条 第3条の規定により登録できない者並びに登録を抹消するものについては、資格委員会において審査を行い、会長に報告するものとする。

(登録の実施)

第6条 会長は、第4条の規定による登録の申請があった場合は、第3条に定める基準を満たす者について、遅滞なく登録簿に登録するものとする。

2. 会長は、第4条の規定による登録申請者のうち、登録を行わない者については、遅滞なく、その理由を付して、その旨を当該申請をした者に通知しなければならない。この場合、登録手数料から郵送料等必要経費を除いた額を申請者に返還するものとする。

(登録簿に記載する事項)

第7条 第6条第1項に定める登録簿には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 氏名及び生年月日
- (2) 現住所並びに本籍地
- (3) TOP・TOE資格試験の合格年月日及び合格番号
- (4) TOP・TOE登録番号及び登録年月日
- (5) TOP・TOE登録の有効期間
- (6) 写真

(登録申請書類等の受付及び提出)

第8条 登録申請書類等の提出は、第4条第4項のTOP・TOE資格試験事務局に直接持参するか、又は郵送によるものとする。この場合、郵送するものにあつては、書留で送付しなければならない。

(登録証及び携帯登録証の交付)

第9条 第6条第1項により登録を行った者に対し、会長は、次の事項を記載した登録証及び携帯登録証を交付するものとする。

(1) 登録証に記載する事項

- ① 氏名及び生年月日
- ② 登録の年月日及び登録番号
- ③ 合格した試験の名称
- ④ 有効期限

(2) 携帯登録証に記載する事項

- ① 氏名及び生年月日
- ② 登録の年月日及び登録番号
- ③ 合格した試験の名称
- ④ 有効期限
- ⑤ 写真

2. 登録証・携帯登録証を汚損又は紛失した場合には、遅滞なく登録証・携帯登録証再交付申請書(別記様式第5号)と写真1枚及び再交付手数料を添えて、会長に再交付の申請を行わ

なければならない。

#### (登録の有効期間)

第10条 登録の有効期間は、登録証の交付日から有効期間満了日までとする。

2. 初度登録の有効期間満了日は、試験合格以降最初の4月1日から4年後の3月31日とする。
3. 登録の更新を行う者の有効期間は、従前の登録の有効期間満了日の翌日の4月1日を有効期間開始日、その4年後の3月31日を有効期間満了日とする。
4. 登録証、携帯登録証の表記によらず、当制度発足当初からの登録者の登録の有効期間についても、本規定を適用する。

#### (登録の更新)

第11条 登録の更新を受けようとするものは、登録の有効期間満了日の1ヶ月後までに登録更新の申込みを行わなければならない。

2. 特別の事由により期限を過ぎて登録更新を申込み場合には前項の限りではない。資格委員会が認める特別の事由については別途定める。
3. 登録の更新を受けようとする者は、所定の継続研鑽単位を「資格更新申込書」において申請し、資格委員会により所定の条件を満たすことが確認されるとこの資格を更新することができる。

#### (変更等の届出)

第12条 登録を受けた者は、第4条第1項の第1号に掲げる事項について変更が生じた場合には、2週間以内に、次に掲げる書類を添えて、氏名・住所等変更届(別記様式第3-1号)を、会長に届け出なければならない。

- (1) 合格証
- (2) 登録証及び携帯登録証
- (3) 住民票の抄本または外国人登録証明書
- (4) 登録証用写真

2. 登録を受けた者は、第4条第1項の第2号に掲げる事項について変更が生じた場合には、2週間以内に、住民票の抄本(本籍地の変更にあつては本籍地記載のもの)または外国人登録証明書を添えて、氏名・住所等変更届(別記様式第3-1号)を、会長に届け出なければならない。

3. 登録を受けた者は、第4条第1項の第4号に掲げる事項について変更が生じた場合には、2週間以内に、所属組織変更届(別記様式第3-2号)を、会長に届け出なければならない。この場合、所属する組織等の代表者又は責任ある立場の者の証明を受けなければならない。

4. 会長は、第1項、第2項及び第3項の規定による変更の届出があつた場合は、第7条に定める登録記載事項の該当する変更箇所を訂正するとともに、第1項の規定による変更にあつては、第9条第1項に規定する登録証及び携帯登録証を新たに交付するものとする。

#### (登録の抹消)

第13条 会長は、第5条に基づく審査の結果、次に掲げる事項に該当する場合には、当該登録を受けた者の登録を抹消するものとする。

- (1) 登録、更新等の申請書類に関する重要な事項について虚偽の記載を行うことなどにより、第3条第1項(2)に該当しないことが判明したとき。
  - (2) 第10条に規定する登録の有効期限を満了し、かつ登録を更新しなかつたとき。
2. 第1項の規定により登録の抹消を受けた者は、遅滞なく登録証及び携帯登録証を会長に

返納しなければならない。

3. 登録者が業務を廃止して、引き続き業務を継続しない場合、又は登録者が死亡した場合に、「業務廃止届出書(別記様式第4号)」の提出をもって、登録を抹消するものとする。

(登録簿等の閲覧等)

第14条 会長は、資格登録者が所属する組織の要請があった場合は、登録簿の写しを閲覧に供することができる。

2. 会長は、国、地方公共団体その他の道路交通技術関連の業務を発注する者から、正当な理由により登録者の名簿を求められた場合、登録者の名簿を開示することができる。

(登録等の手数料)

第15条 規程第11条に定める登録手数料は、次のとおりとする。

(1) 新規登録及び更新登録手数料(登録証及び携帯登録証を含む)

TOP 一般：金15,000円、学生：金7,000円

(ただし平成21年12月31日(消印有効)までは一般・学生とも金10,000円)

TOE 金20,000円

(ただし平成21年12月31日(消印有効)までは金15,000円)

(2) 登録証・携帯登録証の再発行手数料

TOP・TOE 金5,000円

(規則に定めない事項等の処理)

第16条 本規則に定めない事項及び疑義を生じた事項については、会長は資格委員会に諮って処理するものとする。

(附則)

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

平成17年2月17日改定

平成17年4月18日改定

平成19年2月5日改定

平成19年7月17日改定

平成20年6月18日改定

平成20年12月2日改定

平成21年7月1日改定